

J

令和 8年 6月11日提出

第 2 回市議会定例会追加議案

浜 松 市

議 案 件 目

第 88 号議案	訴えの提起について (浜松市企業立地支援事業費補助金返還請求)	3
----------	--	---

資 料

第 88 号議案の参考資料	8
---------------------	---

第 88 号議案の説明資料	9
---------------------	---

第 88 号 議 案

令和 8年 6月11日提 出

訴えの提起について（浜松市企業立地支援事業費補助金返還請求）

浜松市企業立地支援事業費補助金の返還を請求する訴えを提起することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 中 野 祐 介

1 被告

所 在 地 静岡県浜松市中央区西丘町379番地の2
名 称 株式会社HK. HOSOKAWA
代表者氏名 代表取締役 細川 康弘

2 請求の趣旨

- (1) 被告は、原告に対し、1億2,600万906円を支払え。
 - (2) 被告は、原告に対し、5,235万5,000円に対する令和6年1月11日から支払済みまで年10.95%の割合による金員を支払え。
 - (3) 被告は、原告に対し、5,235万5,000円に対する令和6年1月11日から支払済みまで年10.95%の割合による金員を支払え。
 - (4) 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決並びに(1)、(2)及び(3)につき仮執行宣言を求める。

3 請求の原因

(1) 当事者

ア 原告は、地方公共団体である。

イ 被告は、訴外株式会社細川商店（本店所在地 浜松市中央区西丘町379番地の2、以下「訴外細川商店」という。）から、令和5年10月12日、天竜区山東の土地・建物（以下「本件不動産」という。）を売買代金100万円で取得した株式会社であり、代表取締役は訴外細川商店と同じ訴外細川康弘である。また、事業目的も、訴外細川商店と同様の石油、軽油の配送幹旋業、再生油の配送幹旋業、廃油回収等によるリサイクル事業、石油の精製、販売及び輸出入事業である。

(2) 本件補助金の交付及び取消しに至る経緯

ア 訴外細川商店は、浜松市企業立地支援事業費補助金交付要綱（以下「本件補助金交付要綱」という。）第9条に基づき石油精製業を営む者として平成29年1月30日に原告に対し補助金交付の申請を行い、同年3月29日、原告から5,335万5,000円の補助金（以下「本件補助金」という。）の支払いを受けた。

イ 訴外細川商店は、平成29年11月20日、原告市長の承認を受けず、本件補助金対象物件である土地・建物（本件不動産と同じ。以下「本件不動産」という。）の全部を第三者に対して貸し付けた上で、被告に転貸していたことが判明した（以下「本件賃貸借契約」という。）。この第三者への貸付けは浜松市補助金交付規則（以下「本件補助金交付規則」という。）第19条及び本件補助金交付要綱第18条1項に違反するとともに、補助金交付決定時の交付条件1（浜松市補助金交付規則及び浜松市企業立地支援事業費補助金交付要綱を遵守すること）に違反することから、平成30年2月28日、原告市長は本件補助金交付規則第17条1項2号に該当するとして本件補助金の交付の決定の全部を取消すとともに、本件補助金交付規則第18条第1項に基づき既に交付されている本件補助金5,335万5,000円の返還を命ずる納入通知書を送付した。そもそも、訴外細川康弘は、本件補助対象物件において廃油を処理しないと誓約しながら、実際には、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の発行された廃油を本件不動産内に搬入しており、補助対象事業として不適格な事業であった（本件補助金交付要綱4条2号非該当）。

(3) 訴外細川商店から本件補助金対象物件である土地・建物等の財産（本件不動産）を売買取得した被告が、原告市長による本件補助金返還請求の相手方が訴外細川商店であることを理由に、本件補助金の返還を拒むことは、信義則上許されるか。

ア 本件賃貸借契約書には、本契約締結後、訴外細川商店が速やかに破産手続開始の申立てをする旨が記載されていたが、実際に、訴外細川商店は、平成30年2月5日静岡地方裁判所浜松支部に対して自己破産の申立を行い、同年12月10日同支部から破産開始手続開始決定を受け、破産管財人が選任された。しかし、本件不動産の土地上の廃油処分費用が本件不動産の処分見込価格を上回り、かかる処分費用の負担を前提とした換価処分が困難な状況に陥ったことを理由に、本件不動産を破産財団から放棄する旨の破産管財人の申立てを裁判所が令和4年6月24日許可したことを受けて、同月29日に放棄した。その結果、本件不動産の財産の管理処分権が訴外細川商店に戻った。

イ 破産管財人は、令和4年9月6日、同支部に対し費用不足により破産手続廃止申立てを行い、同年11月22日同支部から破産手続廃止決定確定を受けて（債権者への配当はなし）、同年11月30日法人登記簿は閉鎖された。

ウ 令和5年10月12日、訴外細川商店の株主総会で前代表取締役の訴外細川康弘が代表清算人に選任され、同日、同訴外人が代表取締役を務める被告に対して、本件不動産を代金100万円で売買した。

エ 被告は、平成29年10月11日に本件不動産を本店所在地として設立された株式会社であるが、同年11月20日には、本件賃貸借契約を締結し、訴外細川商店が第三者に貸し付けた本件不動産を当該第三者から転借して、訴外細川商店と同様の石油、軽油の配送幹旋業、再生油の配送幹旋業、廃油回収等によるリサイクル事業、石油の精製、販売及び輸出入事業を行い、訴外細川商店の従業員や取引先を承継し、訴外細川商店の事業をそのまま引き継いでいる。そして、訴外細川商店は、被告の設立及び本件賃貸借契約の締結から間もない平成29年11月末に業務を終了し、本件賃貸借契約において訴外細川商店は「本契約締結後出来るだけ早く破産手続開始の申立てをする」と合意されたとおり、平成30年2月5日には、破産手続開始の申立てをした。

また、被告は、訴外細川商店の前代表取締役であり同社の40%の株式を保有する訴外細川康弘の長女を代表取締役として設立されたこと（訴外細川商店の残りの60%の株式は訴外細川康弘の妻と子が保有）、被告の株主は訴外細川康弘1人であること、被告の本店所在地も本件不動産から令和3年10月31日に訴外細川商店の所在地と全く同じ場所に移転していること、被告の設立当時の代表取締役であり訴外細川康弘の長女は被告の業務に関して把握しておらず、父親である訴外細川康弘が被告の業務を取り仕切っていたこと等からすれば、被告は実質的には訴外細川康弘に実質支配されているといえる。そうすると、被告は、訴外細川康弘に支配された、実質的に訴外細川商店と一体の法人であるというべきである。

オ そして、訴外細川商店は、被告が設立された平成29年10月当時、訴外細川康弘の親族が経営する企業との間の金銭トラブルにより売掛金など資産が差し押さえられるなどして、実質的に経営が破綻し、事業の継続が困難な状況にあった。そうした中、平成30年2月5日、上記のとおり、訴外細川商店は静岡地方裁判所浜松支部に対して自己破産の申立を行い、同支部から破産開始決定を受け破産管財人が選任されたものの、令和4年6月29日、破産管財人は本件補助金対象物件である本件不動産を財団から放棄（根抵当権は、令和4年6月27日解除）した。令和4年11月22日、訴外細川商店は破産手続廃止決定確定を受けて（債権者への配当はなし）、同月30日、法人登記簿は閉鎖され、本件不動産の管理処分権が訴外細川商店に戻ったため、訴外細川商店の株主総会で前代表取締役の訴外細川康弘を代表清算人に選任して、同代表清算人名義で本件不動産を、被告に金100万円で売買した。原告は、訴外細川商店から本件補助金返還金の一部として当該売買代金100万円を収受した。

カ そうした中、上記のとおり訴外細川商店の従業員や取引先が被告に承継されたほ

か、訴外細川商店から令和5年10月12日金100万円の廉価で本件補助金対象物件である本件不動産を売買名目で取得し資産移動が行われている。これにより、原告は、本件補助金返還債務の唯一の責任財産である本件不動産から100万円を超えて弁済を受けることが困難となった。一方で、被告は、同日、第三者に対し、本件不動産を月額200万円（土地162万7,298円、建物37万2,702円）で貸し付けて賃料収入を得ている。

キ そうすると、被告は、本件補助金返還債務を含む訴外細川商店のその余の債務の履行を免れる不当な目的で設立され、破産手続廃止後に本件不動産を廉価で取得して債務の履行を不可能にしたものというべきである。また、訴外細川康弘は本件補助金返還債務を負っている訴外細川商店の代表取締役であり、長女を被告の代表取締役に据えて実質的に支配していた者であり、訴外細川商店の代表清算人として100万円の廉価で被告に本件不動産を譲渡した者であるから、両会社の背後にいて会社を道具として用いることのできる地位にあるといえる。

以上によれば、訴外細川商店と被告は実質的に同一であることなどから、被告が訴外細川商店と別法人であることを理由に本件補助金返還債務の履行を拒むことは、信義則上拒むことはできない。

(4) 仮差押決定

原告は、令和8年3月6日、被告が本件不動産を第三者に1億9,000万円で売却する意向であることを知った。原告は(3)に述べるとおり、被告が100万円という廉価で取得した本件不動産を売却し、本件補助金返還債務の履行を免れたまま、転売によって1億8,900万円もの利益を得ることは信義則上許されないものと判断し、令和8年5月12日、静岡地方裁判所浜松支部民事部に対し、補助金返還請求権（残元金並びに加算金及び遅延損害金）を被保全債権として不動産仮差押命令の申立をなし、同部は同年5月15日、原告をして金3,500万円の担保を立てさせて、上記仮差押決定を下した。

(5) 請求内容

よって、原告は被告に対し、原告市長が本件補助金交付規則第17条1項に基づき取消し、本件補助金交付規則第18条1項に基づき返還を命じた本件補助金5,335万5,000円から令和6年1月10日に訴外細川商店が原告に納付した100万円を控除した残元金5,235万5,000円並びに本件補助金交付規則第18条の2第1項に基づく本件補助金の受領の日である平成29年3月29日から上記100万円を納付した令和6年1月10日までの元金5,335万5,000円に対する年10.95%の割合による加算金3,968万113円及び同年1月11日から支払済みまでの残元金5,235万5,000円に対する年10.95%の割

合による加算金並びに同条4項に基づく原告市長が訴外細川商店に請求した補助金の返還の納期限の翌日である平成30年3月21日から上記100万円を納付した令和6年1月10日までの元金5,335万5,000円に対する年10.95%の割合による遅延損害金3,396万5,793円及び同年1月11日から支払済みまでの残元金5,235万5,000円に対する年10.95%の割合による遅延損害金の支払いを、それぞれ求める。

4 訴えの変更等

市は、上記訴訟提起後、被告を追加し、及び訴えを求める事項を変更することができることとし、並びに判決に不服があるときは、上訴することができる。

議案の参考資料

第 88 号議案 訴えの提起について（浜松市企業立地支援事業費補助金返還請求）

浜松市企業立地支援事業費補助金返還請求訴訟の提起について、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、提案するものであります。

※ 地方自治法抄

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(11) (略)

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あっせん、調停及び仲裁に関すること。

訴えの提起について（浜松市企業立地支援事業費補助金返還請求）

(提案理由)

平成 29 年 3 月に株式会社細川商店（本店所在地 浜松市中央区西丘町 379 番地の 2、代表取締役 細川康弘、以下「細川商店」という。）に対して交付した企業立地支援事業費補助金については、浜松市補助金交付規則及び浜松市企業立地支援事業費補助金交付要綱に定める取消事由に該当したため、平成 30 年 2 月に交付決定を取消するとともに、交付した補助金の返還を求めています。細川商店は既に破産しており、補助金は未返還となっています。

細川商店の事業や補助対象となった天竜区山東の土地及び建物（以下「本件不動産」という。）は、細川商店と同じく細川康弘が代表取締役を務める株式会社 HK. HOSOKAWA（以下「HK. HOSOKAWA」という。）が承継しています。

市としては、両社は実質的に同一の法人であり、HK. HOSOKAWA が本件補助金返還債務の履行を拒むことは、信義則上はできないとして、本件不動産に対する仮差押決定を経て、HK. HOSOKAWA に対して補助金の返還を求める訴訟を提起するものです。

(経緯)

平成 29 年 3 月 29 日	細川商店に対し、補助金 5,335 万 5,000 円を交付
平成 29 年 10 月 11 日	HK. HOSOKAWA 設立
平成 29 年 11 月 20 日	細川商店が市長の承認を受けず補助対象物件の全部を第三者に貸付けた上で HK. HOSOKAWA に転貸し事業を実施
平成 30 年 2 月 5 日	細川商店が静岡地方裁判所浜松支部（以下「裁判所」という。）に破産手続の開始を申立
平成 30 年 2 月 28 日	細川商店に対する補助金交付決定を取消し、返還を命令
平成 30 年 12 月 10 日	裁判所が破産手続の開始を決定
令和 4 年 6 月 29 日	破産管財人の申立を裁判所が許可したことにより本件不動産を破産財団から放棄
令和 4 年 9 月 6 日	破産管財人が裁判所に破産手続の廃止を申立
令和 4 年 11 月 22 日	裁判所による破産手続廃止の決定が確定
令和 4 年 11 月 30 日	細川商店の法人登記簿閉鎖
令和 5 年 10 月 12 日	細川康弘が細川商店の代表清算人に選任され、細川商店が HK. HOSOKAWA に本件不動産を 100 万円で売却

令和 6年 1月10日	細川商店が市へ補助金返還金の一部（100万円）を返済
令和 8年 3月 6日	市はHK. HOSOKAWAが、本件不動産を1億9,000万円で売却しようとしていることを把握
令和 8年 5月12日	市が裁判所に本件不動産に対する仮差押命令を申立
令和 8年 5月15日	裁判所が市に3,500万円の担保を立てさせて仮差押を決定
令和 8年 5月26日	市が仮差押の登記を確認

(請求の趣旨)

- (1) 被告は、原告に対し、1億2,600万906円を支払え。
 - (2) 被告は、原告に対し、5,235万5,000円に対する令和6年1月11日から支払済みまで年10.95%の割合による金員を支払え。
 - (3) 被告は、原告に対し、5,235万5,000円に対する令和6年1月11日から支払済みまで年10.95%の割合による金員を支払え。
 - (4) 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決並びに(1)、(2)及び(3)につき仮執行宣言を求める。

(被告)

所在地 静岡県浜松市中央区西丘町379番地の2
名称 株式会社HK. HOSOKAWA
代表者氏名 代表取締役 細川 康弘

